

# きょうと福祉倶楽部だより

2018年 6号

## ガイドヘルパーでのお出掛け記

在宅介護で独り暮らしを続けているMさんは84歳、要介護5です。長岡京市に居を構え長くご主人と老後の暮らしを楽しんでいました。ある日突然ご主人がわたしたちの事務所を訪ねてきました。お話を聞くと奥さんが「骨折し今入院をしている」「家に戻ってこられるよう」手助けをしてもらいたいとの訴えでした。そこからわたしたちの支援が始まりました。そのご主人が2年ほど前に他界し独り暮らしになりました。

ご主人がいなくなってもそのお家で独り暮らしを続けています。その中で再び転倒骨折。老人保健施設でのリハビリののち再び家での暮らしを続けています。

退所当時はしっかり立ち上がることや移動ができず、朝ヘルパーが行くとベッドの横で座り込んでいるようなこともありました。でも今はしっかりとした乗動作ができるようになりました。

そままでMさんを元気にしたのはご家族そして、1日5回訪問する訪問介護(ヘルパー)、週3回の通所介護(デイサービス)、訪問看護、訪問リハビリ、の人たちの支援です。

日々忙しいくらいに在宅の支援がはいり支えているMさんですが、日によっては一人でいる時間が長くテレビがお友達の日があります。そこで少しでも自由な暮らしを楽しんでもらおうと「移動支援」(ガイドヘルパー)の制度を使って外出をしてもらうことにしました。

第一回目はバスを使っての外出です。Mさんが好きなコーヒーも外のお店で飲めばまた格別です。

あみつとアイスコーヒー見事にペロリ。

Mさんは日頃からわたしたちに「やっぱり家で暮らし、リハビリや時々外出がええ」とテーブルを叩きながらお話しして下さいます。わたしたちはMさんのような生き生きした表情を見るのが生きがいと励みになります。支えられているのは私たちかもしれませぬ。いつも笑顔をおいとうございます♪



有限会社 おとくに福祉研究所  
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824  
長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東台101号  
TEL 075-958-2560  
FAX 075-957-2808  
E-mail kyoto-care@club.email.ne.jp



# “高齢者の住まい”アウカイト

建築家・藏田 九

## 第2回「住まいは福祉の基礎」「住まいは人権」

前回第1回寄稿では、「福祉」の意味、また、欧州で定着する「住まいは福祉の基礎」に触れました。また、高齢者の家庭内事故死が交通事故死の約4倍と増え続けている日本の状況を紹介しました。本来、安全であるべき住まいがバリア(障壁)があることで、そのバリアが高齢者の尊い命を奪っています。

では、その家庭内事故死の要因の第1位は「溺死」でしたが、バリアの詳細は①浴室内、及び浴槽内の室温、湯温と脱衣室、廊下等の室温との大きな温度差によるヒートショック②浴室内の床の段差やすべり易い仕上げによって転倒し浴槽での溺死等です。第2位の「転倒」は家屋内の各所の段差等による転倒事故死となっています。

では、「事故死」でなく「事故による傷害」といえば最も多い要因は「転倒」です。足腰が不自由になった高齢者にとって、家の中の多くの段差が事故傷害を誘発しています。

このように、「住まい」が安全でなければ命をも奪い、また、傷害をも誘発します。

「住まい」について、少し視点を移して「住まい」の原則的な役割について触れてみましょう。

「住まい」は前回にも述べていますように「人類が、自然の厳しさから自ら、及び家族の身を守るために考案した器(シェルター)である」ことが基本的な役割ですが、もう少し社会学的に詳しく整理してみましょう。

- ①安息の場                    ～心身を安らぎ、休める場。
- ②労働力再生産の場        ～明日の活動のために摂取、睡眠、また生殖、次世代育成の場。

- ③人間的可能性発達の場合    ～子ども親も人間としての成長の場。
  - ④精神的生存保障の場合    ～帰る家があることが安心感となる。
- といえます。

従って、「住まい」は人が生きてゆく上で重要であり、欧州での「住まいは福祉の基礎」といわれる所以でもあります。

そして、今や人類は、「住まいは基本的人権」という考えに至っています。

1996年6月、トルコのイスタンブールにおける「第2回国連人間居住会議」において、全ての政府、NGO団体により「全ての人間の居住は基本的人権を有し、保障される。」(人間居住に関するイスタンブール宣言)を誓約し調印致しました。

しかしながら、日本政府は審議の間、反対の立場をとっていました。反対の態度を表明した国は米国、韓国、インド、インドネシアと日本の5ヶ国でしたが、採決の6月14日には、多くの国々の説得を受け、この5ヶ国も賛成を表明し全ての政府及びNGO団体により誓約し調印に至りました。

その後の日本政府の態度はどのようになっているのでしょうか。

日本政府代表団は帰国後、手のひらを返したように「住まいの権利を認めるには時期尚早であり認められない。」とし、住宅政策は従来の「個人責任」を基本としたもので、欧州のように憲法に明記及び政策の改善・実施へと「公的責任」を強化してきている前進的対応とは間逆の方向を貫いてきています。

(つづく)

### 藏田 九 プロフィール

1948年 山口県生まれ 70歳

(有)地域にねぞす設計舎タツルート代表

(社会的役割)

・立命館大学産業社会学部 非常勤講師

・京都女子大学生生活科学部 非常勤講師

・京都市身体障害者連合会住環境改善事業

運営委員会 委員長

・「住まいは人権」の実現めぞす連絡会代表

・「京都・住まいの支援ネットワーク」代表

・「高齢者の居場所づくり連絡会」世話人

・「下京・高齢者福祉をよくする会」顧問

・「上京まちづくりフォーラム」事務局長